



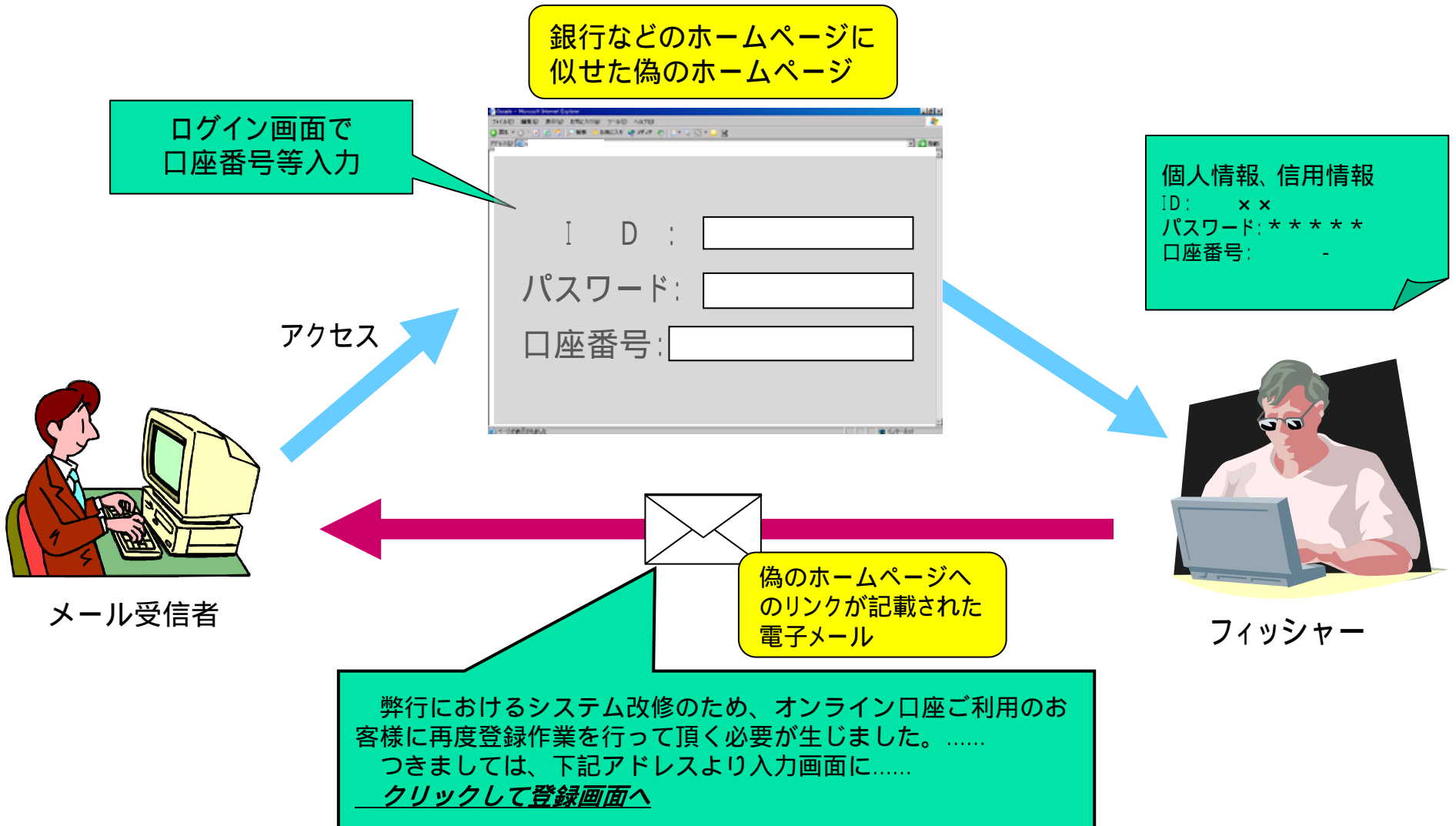
---

# 「フィッシング対策推進連絡会」 について

# 「フィッシング」について

銀行等からのメールを装い、メールの受信者に偽のホームページにアクセスするよう仕向け、そのページにおいて個人の金融情報(クレジットカード番号、ID、パスワード等)を入力させるなどして個人情報を不正に入手する詐欺的な行為。

“phishing”は、複雑化した(sophisticated)手法により個人情報を釣り上げる(fishing)ことから作られた造語とされている。



# 米国のフィッシング被害に関する調査 (米Gartner社)

米国5,000人のインターネット利用者(成人)への聞き取り調査からの推計  
(2003後半~2004年前半)

- 米国では、約5,700万人がフィッシングメールを受信。
- フィッシングメールの受信者の19%(約1,100万人)がサイトをクリック。受信者の3%(約178万人)が、個人情報を入力。
- フィッシングによる銀行とクレジットカード会社の被害額は、約12億ドル(約1,200億円)。
- 76%のフィッシングが過去6ヶ月に、92%が過去1年間に発生。

# フィッシング被害に関する調査

(Anti-Phishing Working Group (2004年12月報告))

フィッシングサイト数  
1,707 (前月比10%増)

フィッシングサイト数平均月間伸率(7月 - 12月)  
24%

フィッシングサイトが偽装しているブランド数  
55

フィッシングサイト平均持続期間  
5.9日

# O E C D における議論

## 第1回スパムワークショップ (H16年2月2~3日、ブリュッセル)

米国で2003年からフィッシングが見られるようになった旨紹介。

フィッシングへの対策として、送信者認証の導入が重要。

## 第2回スパムワークショップ (H16年9月8~9日、釜山)

「スパムの更なる脅威はフィッシング」「フィッシングは、ウイルスに続く電子メールへの脅威」など、フィッシングへの懸念が表明。

フィッシングが年間50~100%の勢いで増加していることを紹介。

送信者認証技術の役割、有効性等について議論。

周知啓発、教育の必要性が主張。

# 我が国におけるフィッシング事例

## 1. 主なフィッシングメールの確認事例

### -JCB

平成16年5～6月、カード番号などを問い合わせるメールが届いたとの通報が9件。

### -ビザ・インターナショナル

平成16年11月8日以降、「VISAカード保有者へのみなさまへ」との題名で、クレジットカード番号や有効期限などを入力させるホームページへ誘導するメールが届いたとの通報が約200件。

### -ヤフー

平成16年11月、利用料金を滞納していること、そのため有料コンテンツが停止されたことを連絡するメールを装い、Yahoo! JAPANを装ったページへ誘導しYahoo! JAPAN IDとパスワード、クレジットカード番号などの入力をさせるもの等が複数報告。(詳細別途)

## 2. フィッシングによる被害

平成16年11月、我が国で初めてフィッシングによる被害が発生。

被害者が日本語のフィッシングメールによって偽のホームページに誘導され、IDとパスワードを入力。

被害額は数十万円。

## 最近の事例（スマトラ沖地震・インド洋津波関連）

平成17年1月7日、マスターカードは、スマトラ沖津波に便乗したフィッシング詐欺が横行しており、詐欺を仕掛ける不正なウェブサイトは133にものぼることを発表。

平成17年1月15日、米国赤十字のウェブサイトをかたったフィッシングサイト（[www.american-redcross.org](http://www.american-redcross.org)）が現れた（正しくは、[www.redcross.org](http://www.redcross.org)）。

## 「フィッシング対策推進連絡会」開催

平成17年1月19日に第1回会合（現状説明及び今後の検討課題の確認等）、同26日に第2回会合（米国の反フィッシング組織との意見交換等）を開催。

送信者認証技術の導入・促進

フィッシングサイトへの対応（サイトの削除等）

I S P間の情報共有、ユーザへの周知啓発

などI S Pによる対策を中心に検討し、夏頃までに成果を取りまとめる予定。

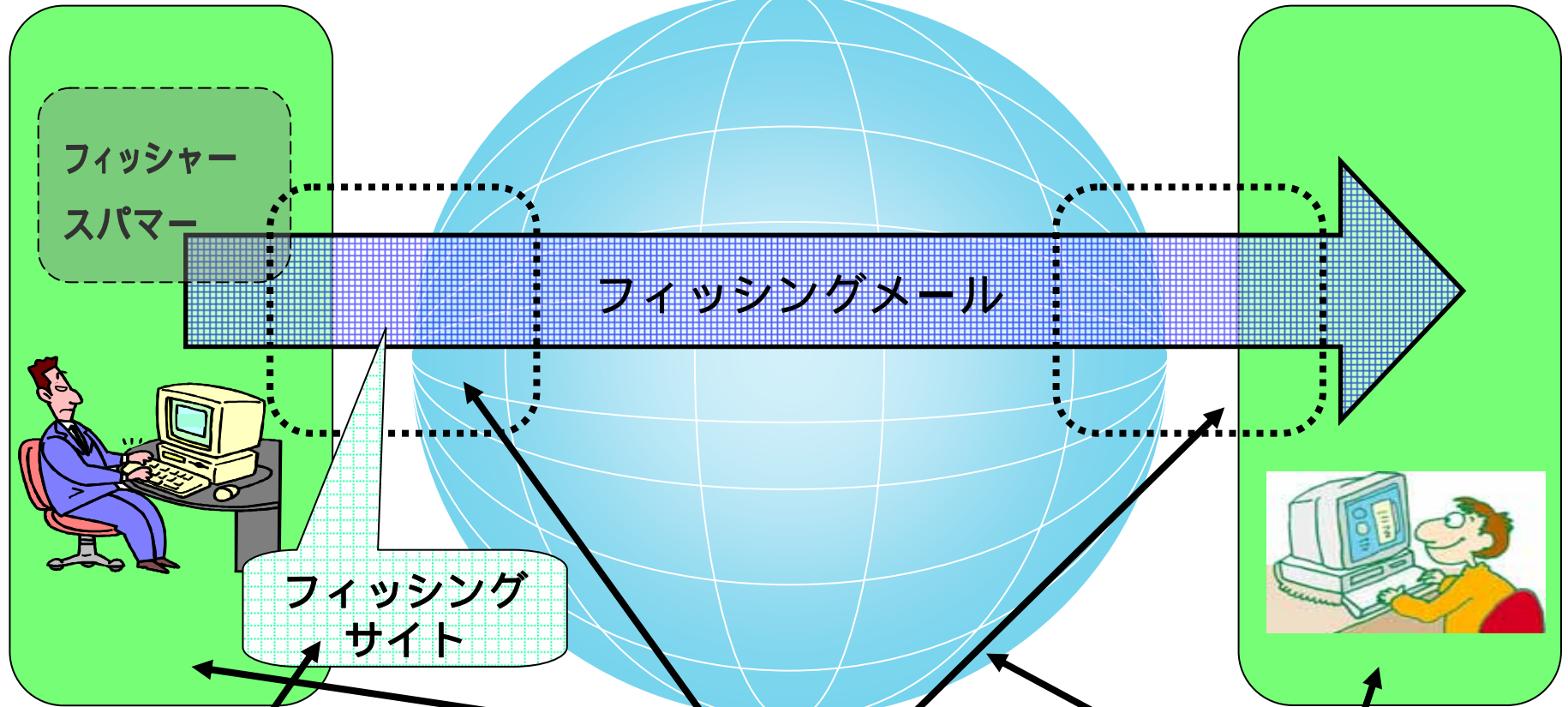


# フィッシング対策のイメージ

送信者

プロバイダ

受信者



フィッシング  
サイト

2. フィッシングサイトの削除等

1. 送信者認証技術の導入

3. 周知啓発

# 1 . 送信者 (ドメイン) 認証技術の導入・促進等

## 1 . 送信者 (ドメイン) 認証技術の現状

Sender ID (マイクロソフト)とDomain Keys(ヤフー)が主流。

米国の大手プロバイダ(AOL、MSN、ヤフー、アースリンク等)は実装を一部開始。

## 2 . 我が国における主な課題と検討の方向性

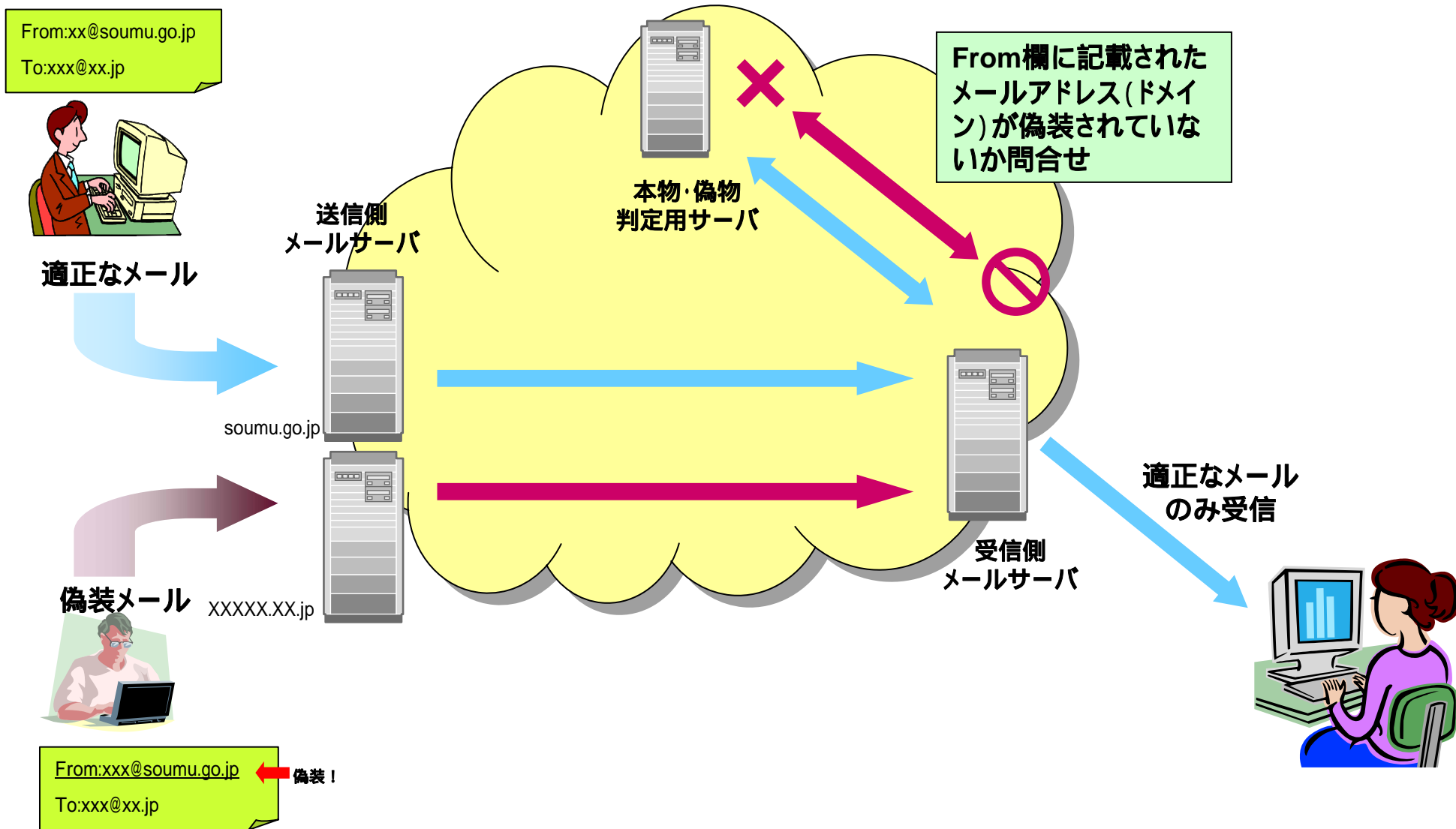
必要性、導入方法等に関する周知

(昨今、プロバイダについては周知が進んできているが、企業等におけるメールサーバの管理者等に対する周知も必要)

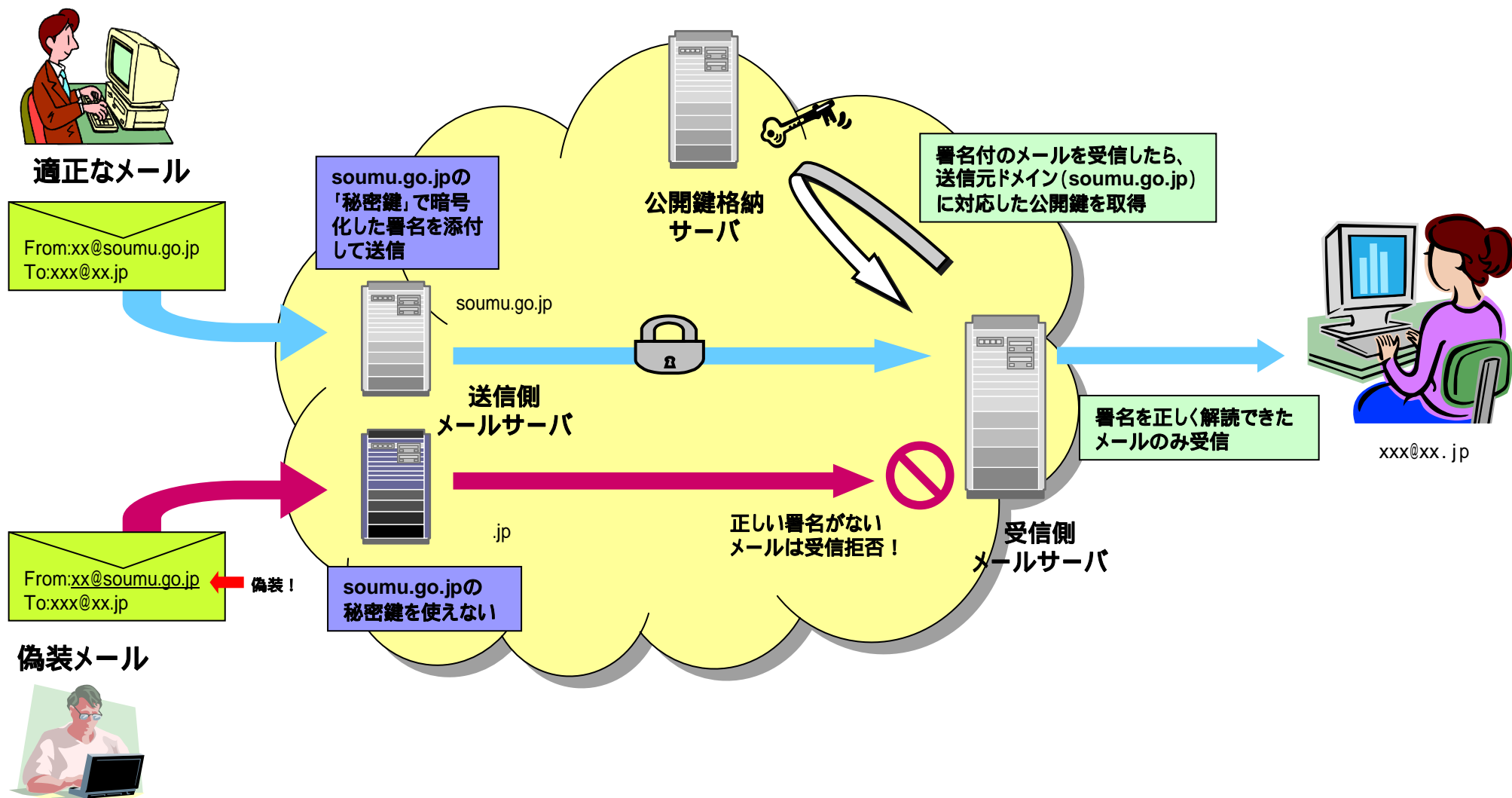
既存ユーザとの関係

ガイドライン等を通じた導入促進策を検討

# (参考) Sender IDの概要



# (参考) Domain Keysの概要

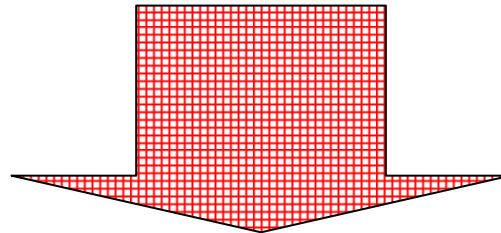


## 2. フィッシングサイトへの対応

### 【プロバイダ等サイト開設者側の課題】

フィッシングサイトか否か、またどの程度までの対応であれば問題ないか等の判断が困難

たとえば、憲法上の表現の自由との関係等により、誤ったサイトの削除（接続遮断）により民事上の責任を負うおそれ。



### 【検討の方向性】

フィッシングサイトか否か等を判断する基準、手続き等を記載したガイドラインやモデル約款を策定できないか。  
(既存のガイドライン等の改訂を含む。)

# 参考：電気通信事業者団体のガイドライン等

## 1. ガイドライン

### (1) (社)テレコムサービス協会

「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」

(平成10年2月公表、平成15年5月改定)

ホームページ等における違法・有害情報の流通を知った場合に、プロバイダが警告、削除、利用停止、契約解除等の措置を講ずることができる旨を規定。

### (2) (社)電気通信事業者協会

「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」(平成13年3月公表)

誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、わいせつ、児童ポルノ等の不適切な利用に対して、注意喚起、削除、利用停止、契約解除等の是正措置を講ずるよう努めることを規定。

## 2 モデル約款

### (社)テレコムサービス協会

「インターネット接続サービス契約約款モデル条項」(平成12年1月公表)

上記1(1)のガイドラインを具体化したもの。

誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、わいせつ、児童ポルノ等を禁止し、違反行為に対しては、プロバイダが、警告、削除、利用停止、契約解除等の措置をとることを明記。

### 3 . プロバイダ等による周知啓発（案）

- 1 . フィッシングの具体的手口やフィッシングサイト等への対処措置・結果等を集約する「業界の窓口」を設置。
- 2 . ここから各団体へ情報提供。
- 3 . 各団体から所属するプロバイダ等に情報提供。
- 4 . プロバイダ等から、それぞれのユーザに対し、ウェブやメール、郵送物等を通じて周知。

### 3. プロバイダ等による周知啓発（イメージ図）

フィッシングの具体的手口  
フィッシングサイト等への対処措置・結果等

報告

共通窓口（集約）

情報提供

情報提供

各団体

情報  
提供

情報  
提供

各プロバイダ等

周知啓発（ウェブ掲載、注意喚起メール送付、郵送物へのチラシ同封等）

インターネットユーザ